第6号様式の2

誓約書

年　　月　　日

　(あて先)成田市長

事業主等　住所

氏名　　　　　　　　　　印

電話番号

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | (法人にあっては，主たる事業所の所在地，名称及び代表者の氏名) |

　私は，成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例第11条第1項第1号アからクまで(同条例第23条第4項において準用する場合を含む。)のいずれにも該当せず，将来にわたっても該当することがないことを誓約します。

　また，上記の事実の確認のため，許可申請書に記載の個人情報を成田市が警察に照会することについて，当該個人情報に係る個人の同意を得ています。

　この誓約が，虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，土地の埋立て等の事業に係る許可が取り消される等，当方が不利益を被ることになっても，異議は一切申し立てません。

　条例第11条第1項第1号アからクまでの内容

|  |
| --- |
| ア　第25条又は第28条の規定による命令を受け，必要な措置を完了していない者イ　第26条第1項又は第27条第1項の規定により許可を取り消され，その取消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては，当該取消しの処分に係る成田市行政手続条例(平成9年条例第1号)第15条の規定による通知のあった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員，取締役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)。ただし，事業主等が第26条第1項第1号又は第6号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は，この限りではない。ウ　特定事業に関し，不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者エ　成田市暴力団排除条例(平成24年条例第39号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)オ　営業に関し，成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって，その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては，その役員を含む。以下同じ。)がアからエまでのいずれかに該当するものカ　法人で，その役員又は規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるものキ　個人で規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるものク　暴力団員等がその事業活動を支配する者 |